

第 1 章

品種保護出願

- I. 品種保護制度の概要
- II. 品種保護出願書作成要領
- III. 品種名称
- IV. 出願書提出
- V. 品種保護権登録
- 関連書式および記入方法

I. 品種保護制度の概要

1. 植物新品種保護制度とは

- 植物新品種保護制度は、植物新品種育成者の権利を法的に保障してくれる知識財産権の一つの形態として新たな品種を開発した育成者へその品種について排他的な権利を行使できるようにすることで育成者の植物育種についての投資を奨励し、優秀品種育成および優良種子の普及を促進し、農業生産性および農民所得を増大させるため導入された制度である。
- 品種保護登録された品種について他人が育成者の許諾なしでは保護品種の商業化を行うことができないように規制することで、育成者にて開発費用を回収することができ、育種投資からの利益を独占することができる機会を得ることができ、育成者としては新品種について投資と努力を誘導することである。
- また、国内品種保護出願を通じ、外国の優秀な育種素材および遺伝資源の導入が容易になり、品種育成の活性化および育種水準が向上すると思われ、韓国の優秀な品種が海外市場に易しく進出することができ外貨獲得にも役立つと展望されている。

1) 品種保護出願

新たに育成した作物の新品種について商業的独占権である品種保護権を受けるため品種保護出願書を作成して提出すること

2) 品種保護権

- 新品種育成者の権利を法的に保障してくれる知識財産権の一つの形態としての特許権、著作権、商標権と類似な排他的な商業的独占権
- 保護品種の種子を商業的に利用するために増殖、生産、調製、譲渡、貸与、輸出または輸入したり譲渡または貸与の請約(譲渡または貸与のための展示を含む)を行う権利

3) 品種保護要件(植物新品種保護法第16条)

■新規性(Novelty)

○新品種

品種が国内で1年、外国では4年(果樹、林木6年)を超えて該当する種子または収穫物が利用を目的として譲渡されていないもの

○知られてある品種(品種保護対象作物として新規指定された作物)

■区別性(Distinctness)

品種保護出願日以前まで一般人に知られている品種と一つ以上の特性で明確に区別されること

■均一性(Uniformity)

品種の本質的な特性が同一の世代でその品種の繁殖方法上予想される変異を考慮

した状態で十分に均一な場合でかつ品種の集団内で異型株の数が許容可能な範囲内にあること

■ 安定性(Stability)

反復的な増殖後にもその品種の本質的な特性が変わらないこと

■ 品種名称(Denomination)

全ての品種はそれぞれに一つの固有な品種名称を持つ

★ DUS Test (Distinctness, Uniformity, Stability)

新品種の具備要件中、区別性、均一性、安定性を確認するための栽培試験

[参考] 品種の定義(植物新品種保護法第2条)

植物学上通用される最低分類単位の植物群として、植物新品種保護法第16条の規定による品種保護要件を満たしているか否かにかかわらず、遺伝的に発現される特性のいずれか一つ以上の特性が他の植物群と区別されて変わらず増殖することができるもの

4) 品種保護権の効力が及ぼす範囲

- 保護品種種子の増殖、生産、調製、譲渡、貸与、輸出、輸入、譲渡又は貸与の申出(譲渡又は貸与のための展示含む)
- 保護品種種子の収穫物およびその収穫物から直接製造された産物
- 保護品種から由来された品種、保護品種と明確に区別されない品種、保護品種を反復して使用することで種子生産が可能な品種
- 地域的には出願国内のみ効力発生
 - 外国品種：国内に出願・登録することで国内で権利主張可能
 - 国内品種：外国に出願・登録することでその国で権利主張可能
- 品種保護権効力の存続期間
 - 一般作物：品種保護権設定登録日から20年
 - 果樹と林木：品種保護権設定登録日から25年

[参考] 品種保護権の効力が及ばない範囲

1. 営利外の目的で自家消費のための保護品種の利用
2. 実験または研究のための保護品種の利用
3. 他の品種を育成するための保護品種の利用
 - ▶ 農漁業人が自家生産の目的で自家採種を行う場合、農林畜産食品部長官または海洋産部長官は該当品種に対する品種保護権を制限することができる

5) 品種保護権を確保する必要性

- 市場で独占的地位の確保

品種保護権は独占排他的な知的財産権で信用創出、消費者の信頼度向上および実施

使用料収入が可能

○ 紛争の事前予防

自身が開発した品種を適時に出願および権利化することで他人との紛争を事前に予防し、他人が自身の権利を無断で使用した時に積極的に対応して法的に保護が可能

○ 研究開発投資費回収および今後の追加技術開発の原資

莫大な技術開発の投資費を回収できる確実な手段であり、確保された権利を基に他人と紛争なしに追加的に新品种の開発が可能

2. 品種保護出願の流れ

